

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の名称

新ごみ処理施設整備事業

2.2 対象事業の経緯及び目的

唐津市内で発生する一般廃棄物は、唐津市清掃センター及び唐津市向島焼却場において中間処理を行っている。唐津市清掃センターは、平成9年の運転開始から、令和8年度時点ですでに29年が経過し、老朽化が進んでおり、平成26～30年度には、施設の性能・機能の延命化及びエネルギー利用の促進と温室効果ガスの削減を目的として、稼働を継続しながら発電設備の設置など基幹的設備改良等事業を実施した。しかし、施設の老朽化に伴う改修等を繰り返すことで生じるコスト増への対応、高い環境保全性と安全性を備えることへの対応、循環型社会の形成への対応等を目的として、新たな施設の建設を検討しなければならない時期となっている。

これらの経緯を踏まえ、本事業は、既存施設が稼働後40年を迎える時期を目途に、新たな一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備（令和18年4月供用開始を想定）を行うことを目的とするものである。

なお、新たに整備する施設の規模は、現状より計画処理量が減少すること等により、既存施設と比較して両施設とも縮小する計画となっている。

表 2-1 既存施設と新施設における施設規模等の比較

	焼却施設		リサイクル施設	
	既存施設	新施設	既存施設	新施設
施設規模	150t/日	105t/日	48t/日	18.6t/日
処理方式	焼却方式 (流動床式)	焼却方式 (ストーカ式)	破碎・選別・圧縮	破碎・選別・圧縮（プラスチック類を含む）
竣工年月	1997年	2036年（予定）	1997年	2036年（予定）

2.3 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

（佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）別表 第17号に掲げる事業）

2.4 対象事業実施区域の位置

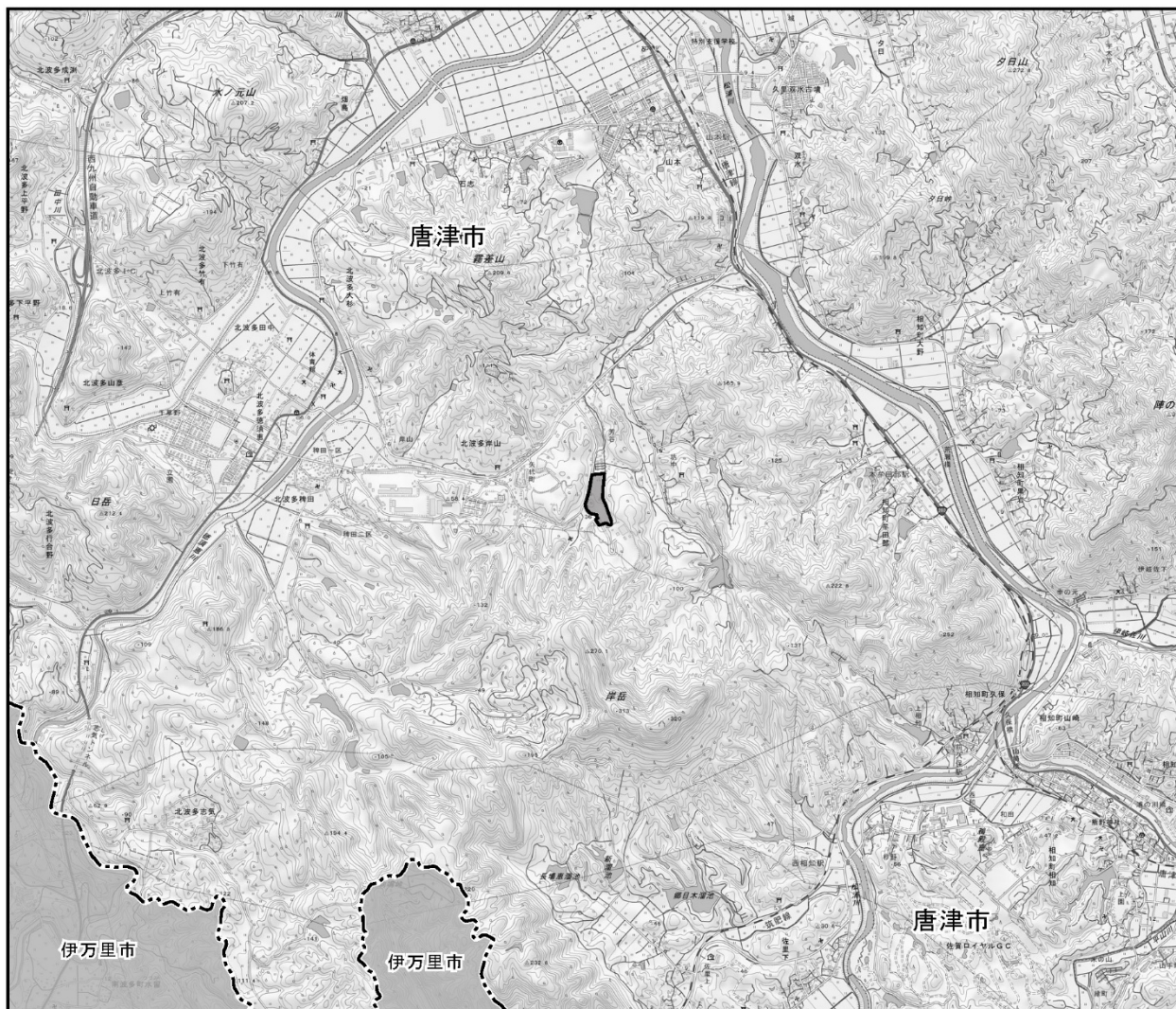
2.4.1 対象事業実施区域の周囲概況

対象事業実施区域の位置及び面積は、表 2-2に示すとおりである。


表 2-2 対象事業実施区域の位置及び面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	唐津市北波多岸山地内 (図 2-1～図 2-3 参照)
対象事業実施区域の面積	約 3.7 ha

注) 対象事業実施区域とは、当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲を指し、工事のために設置する工事施工ヤード等の設置が想定される箇所を含む概ねの範囲である。



凡例

 対象事業実施区域

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

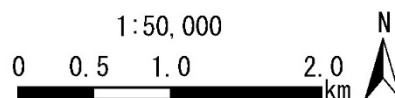



図 2-1 対象事業実施区域位置図（広域図）



凡 例

 対象事業実施区域

※ この地形図は、「唐津デジタルマップ」
を使用し情報を追記したものである。

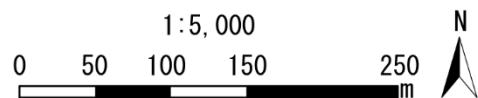



図 2-2 対象事業実施区域位置図 (拡大図)



出典：唐津市統合型 GIS（令和 4 年 10 月撮影）

凡 例

 対象事業実施区域

※この航空写真は、「唐津市統合型 GIS（令和 4 年 10 月撮影）」を使用し、情報を追記したものである

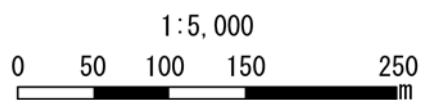


図 2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）

2.4.2 対象事業実施区域選定の経緯

本事業の建設候補地は、図 2-4に示す流れで検討を行った。

令和4年度において、市全域から抽出された仮建設候補地69箇所について、位置、面積、敷地形形状等基本的状況と周辺状況を確認・整理し、本事業に適さない仮建設候補地30箇所を除外した。その後、物理的制約や法的制約を勘案した絞り込み（一次選定）により11箇所を選定し、さらに防災面、環境面、経済面の特性からの比較・評価による絞り込み（二次選定）により3箇所を選定した。

その後、令和5年度において、二次選定にて選定された3箇所の建設候補地について、新ごみ処理施設建設候補地としての適性等の観点から比較・評価を行い、最も適した建設候補地を選定した（三次選定）。

最終的な三次選定における環境面の比較においては、自然環境面については自然環境に係る各種法規制や希少な野生動植物の生息・生育植生を、生活環境面については生活環境に係る各種法規制や民家・集落との距離、保全が必要な施設との距離、交通量、日照障害の観点を評価項目として設定した上で比較・評価を行い、本対象事業実施区域を建設候補地として選定した。

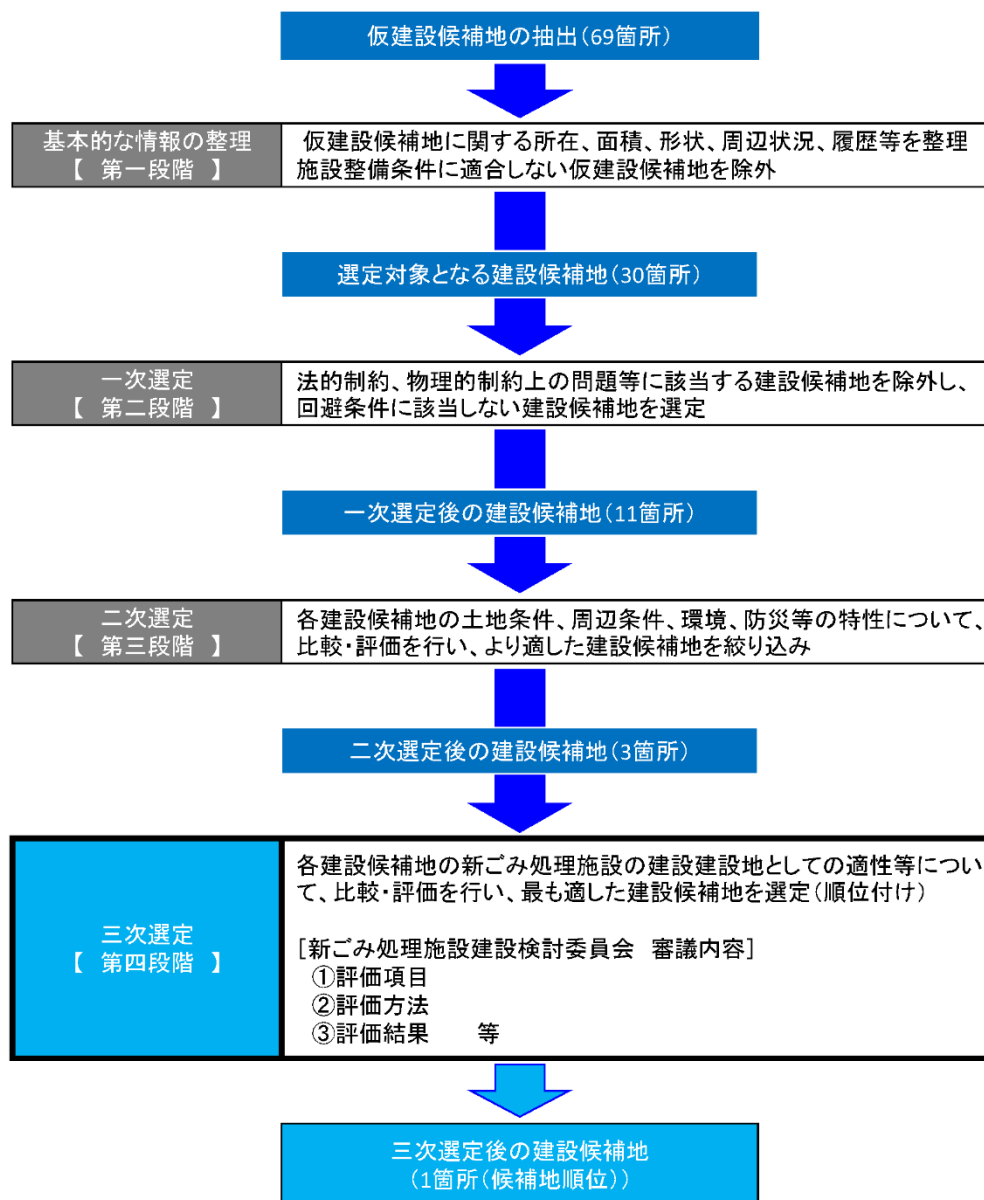


図 2-4 建設候補地選定フロー

2.5 対象事業の規模等

<条例対象施設の規模（処理能力）>

- ・ごみ焼却施設：105 t/日（52.5t/日×2炉、24時間稼働）

注）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

<関連施設の規模（処理能力）>

- ・マテリアルリサイクル推進施設：18.6 t/日（5時間稼働）

うち、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設：12.7 t/日

資源化施設：5.9 t/日

注）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

なお、上記に示す施設の処理能力は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）及び「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（環循適発第24032920号）」に基づき、現時点で想定される必要な規模として、表 2-3及び表 2-4に示すとおり算出したものである。

表 2-3 ごみ焼却施設の施設規模

		数値	算出根拠
1	計画年間処理量	27,616 t/年	・計画目標年次における年間処理量
2	年間稼働日数	290 日	・年間 365 日のうち、年間停止日数 75 日を差し引いた日数 (365 日-75 日=290 日)
3	実稼働率	0.795	・290 日÷365 日≒0.795
4	災害廃棄物処理分	通常の 10%	・施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込む
施設規模 (災害廃棄物を除く)		95 t/日	・27,616 t/年÷365 日÷0.795≒95 t/日
施設規模 (災害廃棄物を含む)		105 t/日	・95 t/日×(1+0.1)≒105 t/日

表 2-4 マテリアルリサイクル推進施設の施設規模

		数値	算出根拠
1	計画年間 処理量	不燃ごみ：1,120 t/年 粗大ごみ：1,626 t/年 かん類：179 t/年 びん類：371 t/年 プラスチック：716 t/年	・計画目標年次における年間処理量
2	年間 稼働日数	252 日	・年間 365 日のうち、停止日数 113 日を差し引いた日数 (365 日-113 日=252 日) ※停止日数 (113 日) の内訳 土・日曜 104 日、年末年始 4 日、補修期間 5 日間
3	実稼働率	0.690	・252 日÷365 日=0.690
4	月変動係数 (標準値)	1.15	・月別の搬入実績が把握できていない場合等に採用させる一般的な値
施設規模		不燃ごみ：5.2 t/日 粗大ごみ：7.5 t/日 かん類：0.9 t/日 びん類：1.7 t/日 プラスチック：3.3 t/日	・1,120 t/日÷365 日÷0.690×1.15≒5.2 t/日 ・1,626 t/日÷365 日÷0.690×1.15≒7.5 t/日 ・179 t/日÷365 日÷0.690×1.15≒0.9 t/日 ・371 t/日÷365 日÷0.690×1.15≒1.7 t/日 ・716 t/日÷365 日÷0.690×1.15≒3.3 t/日

注) 施設規模の算出結果については、小数第 2 位以下の端数を切り上げ、小数点第 1 位までの値で示している。

2.6 対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要

本市が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めたコンセプト及び当該コンセプトを踏まえた施設整備の理念及び基本方針は、以下に示すとおりである。

【施設整備コンセプト】

地域と未来をつなぐ『持続可能なゼロカーボン・リサイクル推進拠点』

<基本方針①> 環境保全に配慮した安全・安心な施設

- ✓ 生活環境の保全や公衆衛生の確保に不可欠な適正処理を行うとともに、最新技術を取り入れた安全対策や公害対策を講じ、周辺への影響を最小限とすることで、施設の安全性を確保し、安心な施設を目指す。

<基本方針②> 効率的・経済的で持続可能な社会に貢献する施設

- ✓ 最新技術の導入による処理の効率化とともに、基幹的設備改良時や日常の維持管理時において、設備機器の保全・更新作業を容易とするなど、施設の維持管理上の障壁を可能な限り取り除くことで施設を長寿命化し、施設のライフサイクル全体で経済的な施設を目指す。

<基本方針③> 循環型社会及びゼロカーボンに寄与する施設

- ✓ ごみ処理に伴って発生するエネルギーを積極的に回収し、発電等による有効利用を図るとともに、プラスチック資源などの未利用資源の循環利用を促進すること、かつ省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減に寄与する最新技術の導入も視野に入れ、ゼロカーボンシティとして温室効果ガス削減目標の達成に資する施設を目指す。

<基本方針④> 災害時に安全が確保され地域の拠点となる施設

- ✓ 建設予定地の立地条件を考慮した施設の強靱化等の対策により、平時から災害時まで一貫した安全の確保が可能で地域の防災拠点となる施設を目指す。

<基本方針⑤> 環境教育・意識啓発に貢献する施設

- ✓ ごみ問題や地球環境問題について環境学習の場を提供し、ごみの減量化・資源化を通じて、循環型社会及び脱炭素化社会に対する意識啓発の推進を促すことができる環境教育に資する施設を目指す。

注) 現時点の方針であり、一部見直す場合がある。

2.6.1 主要な工作物の種類、規模、構造

(1) 対象事業の規模等

① ごみ焼却施設の規模

対象事業であるごみ焼却施設の規模等の概要は、表 2-5に示すとおりである。

表 2-5 ごみ焼却施設の規模

項 目	内 容
施設規模	105 t/日
処理対象ごみ量	27,616 t/年 (災害廃棄物を除く)
処理対象ごみ	もえるごみ（生活系、事業系）、 マテリアルリサイクル推進施設可燃残渣、 災害廃棄物
煙突高さ	59m

注1) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

注2) 煙突高さは、計画段階環境配慮書での検討結果（「第7章 7.1 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」参照）及び一般の意見等（「第5章 5.2 一般の意見及び事業者の見解」参照）を踏まえて決定した。

② マテリアルリサイクル推進施設の規模

関連施設であるマテリアルリサイクル推進施設の規模等の概要は、表 2-6に示すとおりである。

表 2-6 マテリアルリサイクル推進施設の規模

項 目	内 容
施設規模	18.6 t/日
処理対象ごみ量	4,012 t/年
処理対象ごみ	もえないごみ、粗大ごみ、資源物

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

2.6.2 処理方式

(1) ごみ焼却施設

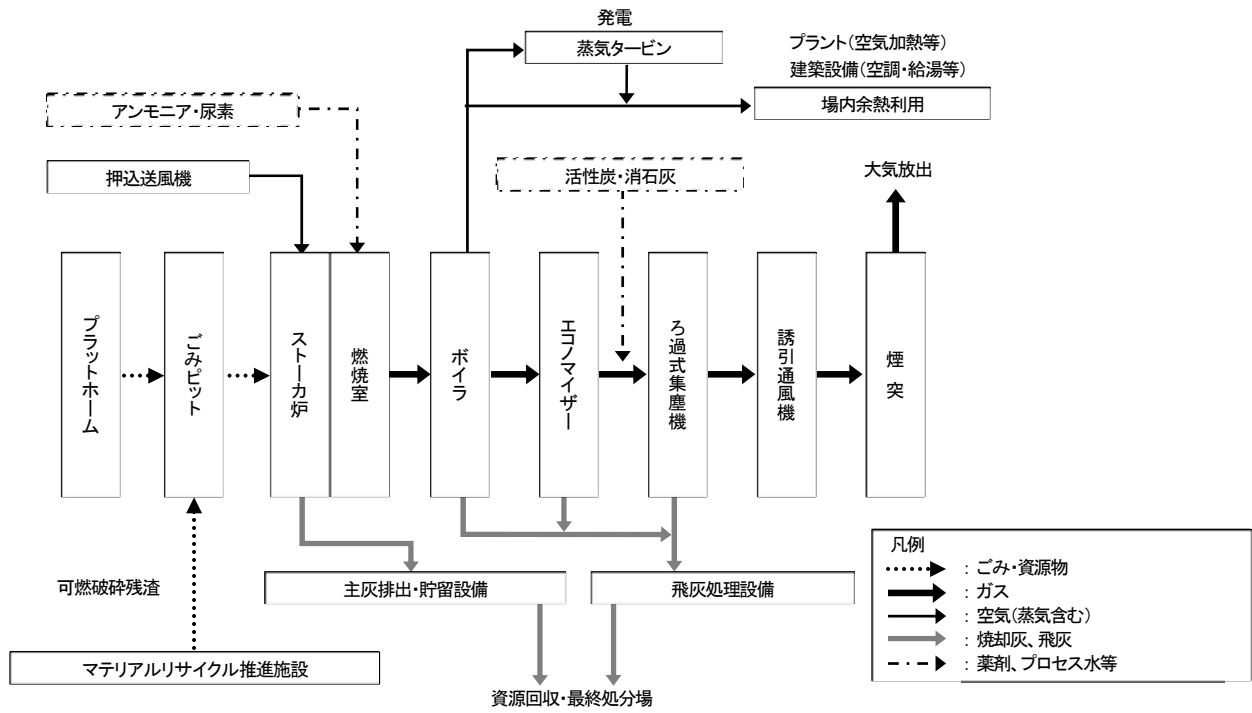
処理方式は、本市において設置している学識者等を含めた「新ごみ処理施設建設検討委員会」において、ストーカ式及びシャフト炉式を比較・検討した結果、ストーカ式が選定された。

なお、処理方式の検討においては、施設整備基本方針を踏まえ、評価項目として、「直近10年の実績」、「持続可能な廃棄物処理」、「立地条件への対応」、「経済性」、「エネルギー活用」、「カーボンニュートラル」、「災害への対応」を設定し、定量・定性的な評価により比較検討を行った。

ごみ焼却施設（ストーカ式）の概要は表 2-7に、ごみ焼却施設の処理フローは図 2-5に示すとおりである。

表 2-7 ごみ焼却施設（ストーカ式）の概要

項目	焼却方式（ストーカ式）
模式図	
概要	<p>階段状に配置された火格子段が前後に駆動することで、ごみの供給・攪拌をしつつ完全燃焼する方式。火格子下から供給する1次空気で燃焼し、焼却炉内に供給する2次空気で未燃ガスを燃焼する。</p>
副生成物	<p>焼却灰、焼却飛灰</p>

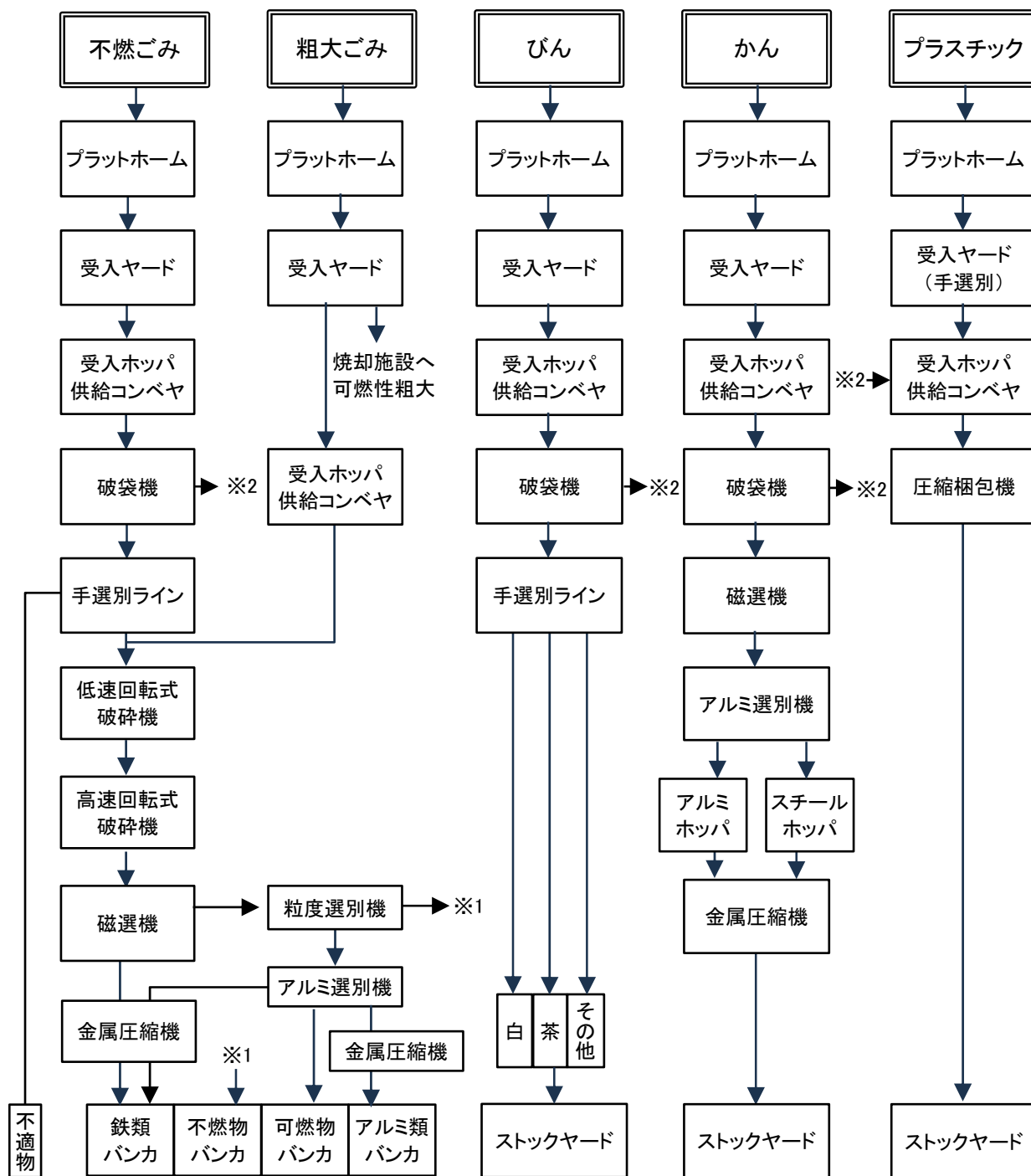


注) 本フローは、現時点での検討内容を示したものであり、今後の検討により内容が変更となる可能性がある。

図 2-5 ごみ焼却施設の処理フロー図 (現時点の想定)

(2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の処理方式の概要は、図 2-6に示すとおりである。



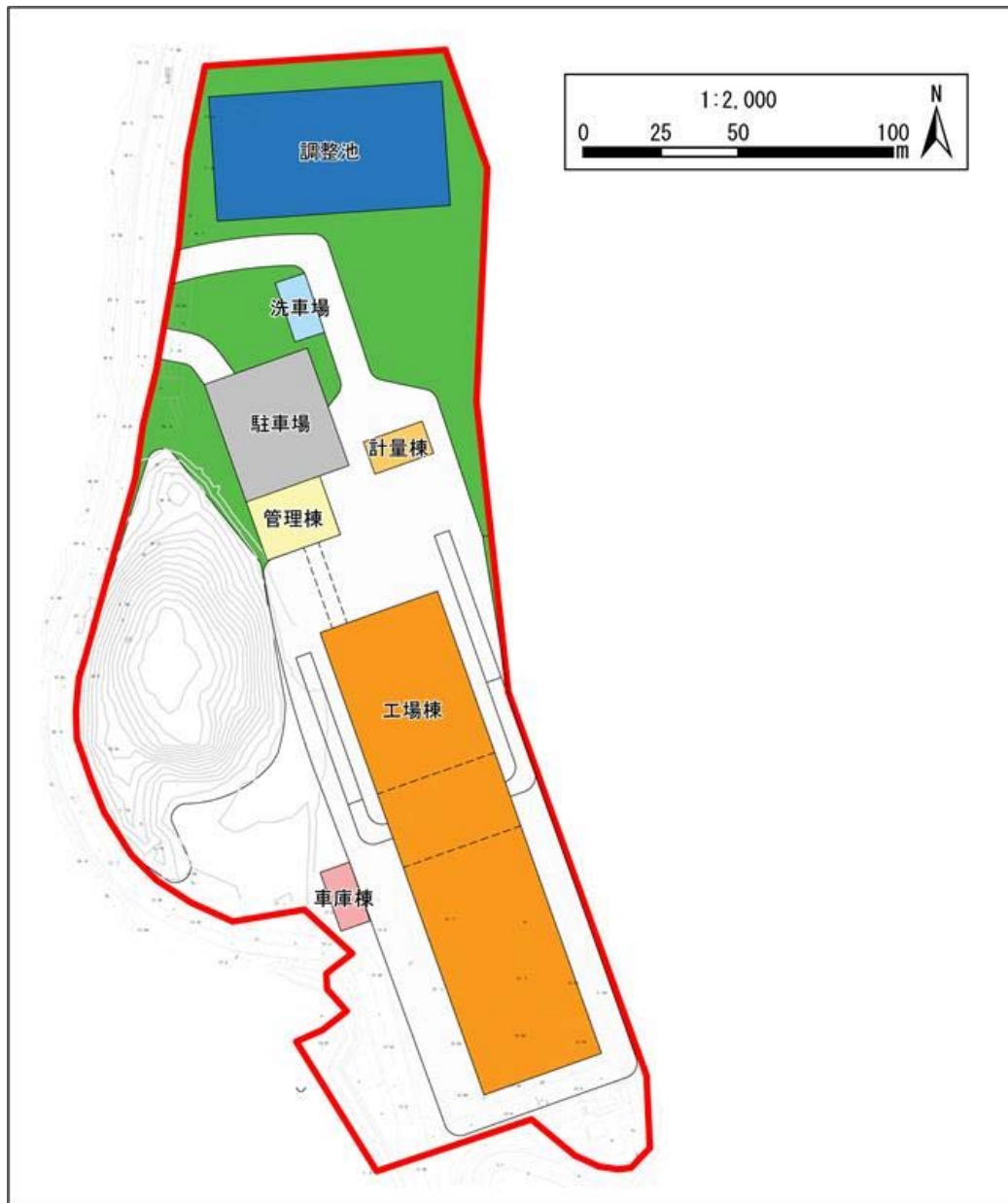
注) 本フローは、現時点での検討内容を示したものであり、今後の検討により内容が変更となる可能性がある。

図 2-6 マテリアルリサイクル推進施設における処理フロー図（現時点の想定）

2.6.3 施設配置計画

施設配置の詳細は、今後の設計において検討・決定するが、現時点で想定している施設配置イメージは、図 2-7に示すとおりである。

主要施設については、対象事業実施区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響に配慮し、対象事業実施区域の南側に配置する計画である。



注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

図 2-7 施設配置イメージ図

2.6.4 その他の対象事業に係る計画

(1) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する排水は、施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、対象事業実施区域に隣接する側溝を経由して公共用水域に放流する計画である。

(2) 余熱利用計画

新ごみ処理施設では、ごみ焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の稼働に必要なエネルギーとして、回収エネルギーの場内利用を図る。なお、エネルギー回収は発電を主体とするが、施設内での利用が見込まれない場合には、余剰分の売電等を想定している。

(3) 防災対策

新ごみ処理施設においては、唐津市の「地域防災計画（令和8年1月）」、「防災マップ（令和6年10月）」及び環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月）」を踏まえ、表 2-8に示す防災機能を計画している。

表 2-8 施設の防災機能

区 分	概 要
地震対策	<ul style="list-style-type: none">・プラント機器は、建築設備と同様に、耐震安全性「甲類」を満足する。・プラント架構（ボイラ支持鉄骨等）は、「火力発電所の耐震設計規程（指針）JEAC3605」を適用して構造設計する。・加速度 250gal（震度 5 弱程度）計測時に自動的に焼却炉を停止するシステムとする。
停電対策	<ul style="list-style-type: none">・商用電源が遮断した状態でも、1 炉を立ち上げることができる発電機を設置する。始動用電源は、浸水対策及び津波対策が講じられた場所に設置する。・非常用発電機を駆動するために必要な容量を持った燃料貯留槽を設置する。
用水確保	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理施設の運転に必要な用水量を確保するための貯留容量を設ける。なお、貯留容量は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成 26 年 3 月）を参考に、1 週間程度とする。
薬剤等の備蓄	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理施設の運転に必要な薬品を確保するための貯留容量を設ける。なお、貯留容量は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成 26 年 3 月）を参考に、1 週間程度とする。

(4) 公害防止目標値

① 大気質

新ごみ処理施設において、環境保全のために設定する大気質に関する目標とする値（以下「公害防止目標値」という。）については、施設の安全性の確保に加え、安心な施設とするため、関係法令等の規制値（以下「法規制値」という。）及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等又はより厳しい基準とし、表 2-9に示すとおりとする。

表 2-9 大気質に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値

項 目	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
ばいじん	0.01 g/Nm ³ 以下	0.04 g/Nm ³ 以下	0.02 g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	40 ppm以下	8,254 ppm以下 ^{注1)} (K値=17.5)	50 ppm以下 (K値=17.5)
塩化水素	40 ppm以下	430 ppm以下	100 ppm以下
窒素酸化物	100 ppm以下	250 ppm以下	150 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 ^{注2)} (既設の施設:1ng-TEQ/Nm ³ 以下)	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下
水 銀	30 μg/Nm ³ 以下	30 μg/Nm ³ 以下 ^{注3)} (既設の施設:50μg/Nm ³ 以下)	50 μg/Nm ³ 以下

注1) 硫黄酸化物に係るK値規制は、各施設から排出される硫黄酸化物が拡散して着地する地点のうち、最大濃度となる地点での濃度を一定の値以下に抑えるという考え方にに基づき、排出口の高さに応じて硫黄酸化物の許容限度を定める規制方式である。よって、煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。K値規制は、工場地帯のようなところで、様々な施設がある中で、地域全体として管理することを主な目的としたものである。主に硫黄分の多い重油を多く使っていたバックグラウンドの高い地域の規制を厳しくすることを狙っていたため、地域ごとに規制値(K値)が定められている。表中の数値は、K値をppmに換算した値を示しており、現施設における法規制値である。

注2) ダイオキシン類対策特別措置法改正により、新施設には0.1ng-TEQ/Nm³が適用される。なお、既設の施設については、当該基準値よりも緩い1ng-TEQ/Nm³が適用される。

注3) 大気汚染防止法改正により、新施設には30μg/Nm³が適用される。なお、既設の施設については、当該基準値よりも緩い50μg/Nm³が適用される。

② 排水

新ごみ処理施設からの排水は下水道放流を想定しているため、排水に係る公害防止目標値については、法規制値（下水道法施行令第9条の4及び唐津市下水道条例第5条に定める排除基準）及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等の基準とし、表 2-10及び表 2-11に示すとおりとする。

表 2-10 排水に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値（有害物質）

有害物質の種類	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他 水銀化合物	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
ホウ素及び その化合物	※1 における場合 10mg/L 以下 ※2 における場合 230mg/L 以下	10mg/L 以下 230mg/L 以下	10mg/L 以下 230mg/L 以下
フッ素及び その化合物	※1 における場合 8mg/L 以下 ※2 における場合 15mg/L 以下	8mg/L 以下 15mg/L 以下	8mg/L 以下 15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下

注 1) ※1：河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道、流域下水道（雨水流域下水道を除く）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合

注 2) ※2：海域を放流先とする公共下水道、流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日内閣府令第 35 号）

「下水道法施行令」（昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号）

表 2-11 排水に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値（その他の項目）

項目	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
温度	45 度以下	45 度以下	45 度以下
水素イオン濃度	pH 5.0 以上 9.0 以下	pH 5.0 以上 9.0 以下	pH 5.8 以上 8.6 以下
生物化学的 酸素要求量	五日間で 600mg/L 以下	五日間で 600mg/L 以下	20ppm 以下
浮遊物質	600mg/L 以下	600mg/L 以下	50ppm 以下
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鋼油類含有量 5mg/L 以下	鋼油類含有量 5mg/L 以下	鋼油類含有量 5mg/L 以下
	動植物油脂類含有量 30mg/L 以下	動植物油脂類含有量 30mg/L 以下	動植物油脂類含有量 30mg/L 以下
ヨウ素消費量	220mg/L 以下	220mg/L 以下	220mg/L 以下

注) 既存の唐津市清掃センターでは、公共用水域への放流の可能性を踏まえ、公害防止目標値を設定している。一方、新ごみ処理施設では、排水を施設内で処理した後、下水道へ放流する計画としており、下水道に関する法規制値を基に公害防止目標値を設定している。このため、公害防止目標値の設定に係る前提条件が異なっている。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日内閣府令第 35 号）
「唐津市下水道条例」（平成 17 年 1 月 1 日唐津市条例第 246 号）

③ 騒音

新ごみ処理施設が環境保全のために設定した騒音に係る公害防止目標値については、施設の安全性の確保に加え、安心な施設とするため、法規制値及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等又はより厳しい基準とし、表 2-12に示すとおりとする。

表 2-12 騒音に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値

区 分	朝	昼間	夕	夜間
新ごみ処理施設 公害防止目標値	50 dB			45 dB
法規制値 (第 2 種区域)	50 dB	60 dB	50 dB	50 dB
唐津市清掃センター 公害防止目標値	50 dB			45 dB

注) 時間区分は以下のとおりである。

新ごみ処理施設・唐津市清掃センター 公害防止目標値：朝/昼間/夕…7～20 時、夜間…20～翌 7 時
法規制値：朝…6～8 時、昼間…8～18 時、夕…18～22 時、夜間…22～翌 6 時

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)

改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 67 号

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 107 号）

④ 振動

新ごみ処理施設が環境保全のために設定した振動に係る公害防止目標値については、法規制値及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等の基準とし、表 2-13に示すとおりとする。

表 2-13 振動に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値

区 分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
新ごみ処理施設 公害防止目標値	60 dB	55 dB
法規制値 (第1種区域)	60 dB	55 dB
唐津市清掃センター 公害防止目標値	60 dB	55 dB

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
(昭和51年11月10日環境庁告示第90号) 改正：平成27年4月20日環境省告示第65号
「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」 (平成24年4月1日唐津市告示第110号)

⑤ 悪臭

新ごみ処理施設が環境保全のために設定した悪臭に係る公害防止目標値については、法規制値及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等の基準とし、表 2-14に示すとおりとする。

表 2-14 悪臭に係る法規制値及び新ごみ処理施設の公害防止目標値

単位：ppm

物質名	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
アンモニア	1	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01	0.01
二硫化メチル	0.009	0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1	1
トルエン	10	10	10
スチレン	0.4	0.4	0.4
キシレン	1	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号）

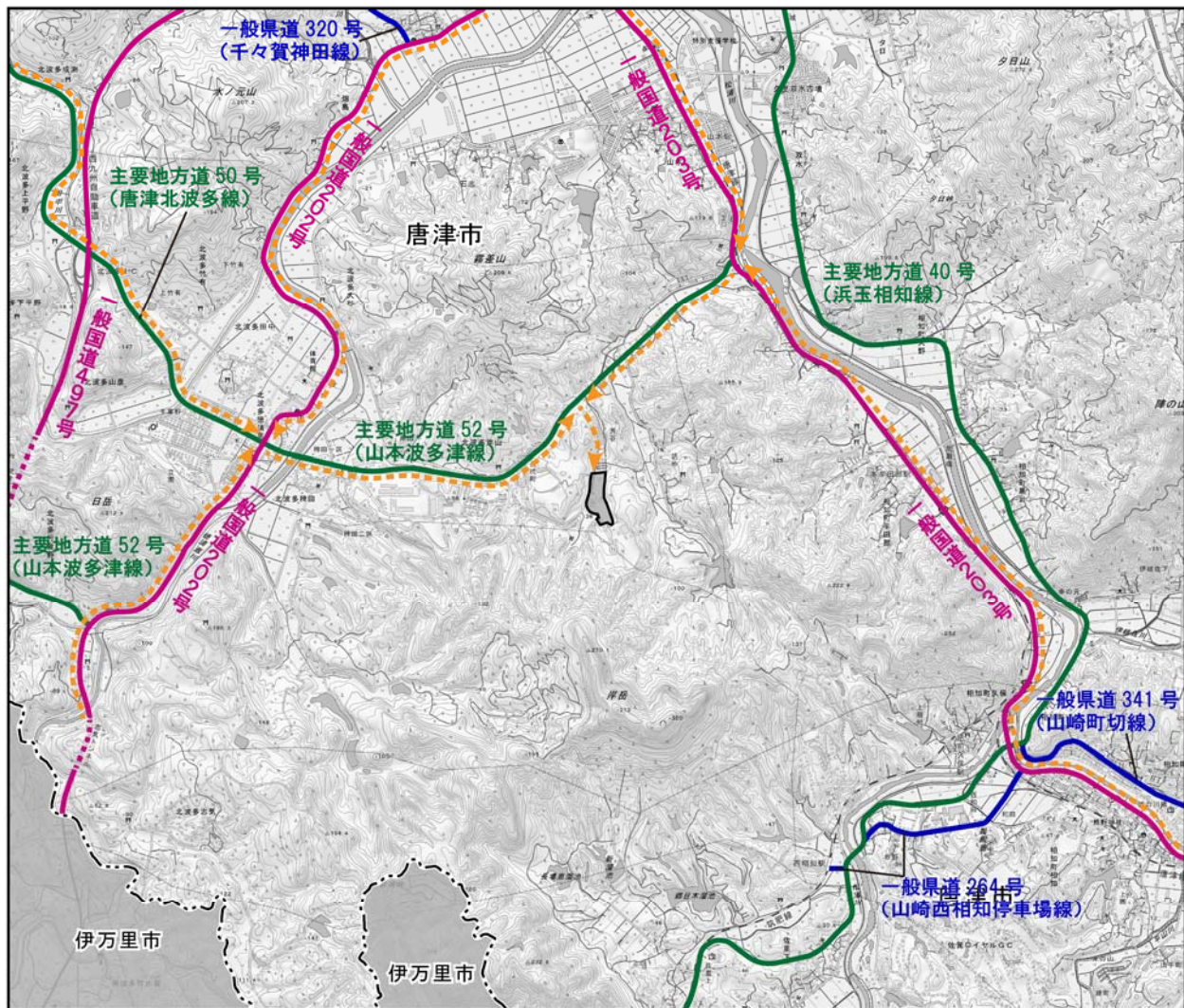
「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 50 年 2 月 1 日佐賀県告示第 64 号）

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日唐津市告示第 113 号）

(5) 関係車両の主要走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事関係車両及び供用後の廃棄物等の運搬車両は、対象事業実施区域近傍においては、主に一般国道203号及び主要地方道52号（山本波多津線）を走行する計画である。

関係車両の主要な走行ルートは、図 2-8に示すとおりである。



凡例

- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 主要な走行ルート

※ この地形図は、電子地形図 25000（国土地理院）に情報を追記したものである。

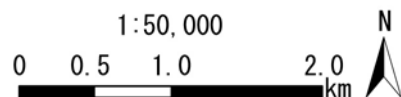


図 2-8 関係車両の主要な走行ルート

2.7 対象事業の工事計画の概要

対象事業の工事内容の概要は表 2-15に、想定する事業及び工事スケジュールは、表 2-16に示すとおりである。

表 2-15 工事内容の概要

工種	工事内容
造成工事	施設建設に先立ち、対象事業実施区域内において掘削、切土・盛土等の造成工事を行うとともに、施設建屋等の基礎工事を実施し、必要に応じて杭工事を行う。
建設工事	敷地造成工事完了後、施設建屋の建設を行う。また、建屋の建設と並行して、プラント工事を実施する。また、施設建設工事にあわせて、場内道路、場内排水設備、門扉、囲障、外灯等の設置及び植栽等の外構工事を実施する。 プラント機器は、主にトラックにより搬入し、組立て及び据付けはクレーン等の建設機材を用いて行う。

表 2-16 想定する事業及び工事スケジュール

年度		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)	
計画・設計等		—————												
工事等	造成						—							
	工事						—	—						
	建設						—	—						
	工事							—	—	—	—	—		
供用													—	

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

2.8 環境保全のための配慮事項

(1) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を実施する方針である。

<工事の実施>

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の大気質・騒音・振動への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全運転の励行及び車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の大気質・騒音・振動への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や粉じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、周囲への大気質・騒音・振動の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工事用車両の運行に当たっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 対象事業実施区域は人為的に造成された平地を主とした土地であるが、周辺エリアの改変が生じる場合には、自然環境への影響にも留意し、可能な限り改変面積を縮小するよう留意する。
- ・ 工事の実施に当たっては、別途、土壤汚染対策法に基づく手続きを行い、関係機関と協議のうえ、適切な対応を行う。

<施設の存在・供用>

- ・ 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入口には必要に応じてエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ 施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・ 建屋及び煙突の形状及び配色に配慮するとともに、敷地内には適宜植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。
- ・ 廃棄物等運搬車両の運行に当たっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

<その他の事項>

- ・ 新ごみ処理施設の供用開始後には、別途、隣接する既存の唐津市清掃センターの解体工事を行う予定である。
- ・ 当該解体工事にあっても、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、前記の「工事の実施」に係る環境配慮の方針に準じた対応を適切に実施する方針である。